

Client Alert

24 April 2020

日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



末富 純子
カウンセラー
03 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com



折原 康貴
カウンセラー
03 6271 9545
yasutaka.orihara@bakermckenzie.com

COVID-19の影響による米国における関税納付 猶予の概要

COVID-19の感染拡大に伴い、各国においては迅速かつ簡易な輸出入手続によりパンデミック対策用製品の国内での利用を促すべく、関税の減免を含めて手続の緩和を進めている。先日の[アラート](#)では米国と欧州における手続の概要について説明したが、米国において新たな関税の納税に関する規則が発表されたので、本アラートでは新しい関税納税猶予手続について概説する。

トランプ大統領は、4月19日、国土安全保障省税関国境保護局（以下、「CBP」）から暫定最終規則を伴った大統領令を発令し、特定の関税の支払いを90日間限定的に延期することを認めた。

当該納税猶予を受けるためにはいくつかの条件があり、その対象は相当程度限定されている。納税方法によっては、当該猶予を利用するために、4月20日（月）午後11時59分（米国東部標準時）までの措置が必要となる場合もある。

当該関税猶予が、それぞれの会社にとって、流動性を高めるための有益な機会となり得るかの判断の一助として、(1)当該猶予を受けるための適格条件、(2)猶予に関する主な制限事項、(3)詳細情報の入手先を以下に紹介する。

1. 適格条件

関税猶予の対象となるには、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) COVID-19のために、管轄の政府当局からの通商、旅行、集會を制限する命令により、2020年3月又は4月中に輸入者の事業が完全又は部分的に停止していること
- (b) 停止の結果、2020年3月13日から同月31日までの間又は2020年4月のいずれかの期間の輸入者の総収入が、2019年の同時期の総収入の60%未満であること

関税猶予の適用を主張するためには、CBPに書類を届け出る必要はないものの、適格性を証明する書類を保有していなければならない。

適格性の判断に関する見解及び推奨事項

- 事業を制限する政府命令が米国当局（連邦、州又は地方）から発令されたものでなければならないという要件はなく、米国以外の当局からの業務制限命令でも適格性要件を満たすには十分である。
- 総収入の減少額についての計算の対象となる事業体は、米国の輸入業者である。
- いずれの期間（2020年3月13日から同月31日までの間、又は2020年4月）においても、基準を満たす総収入の減少があれば、全期間（例えば、2020年3月又は4月に提出された全ての申請）の関税猶予を請求するのに十分な根拠となる。



- 2020年4月の総収入の減少額を計算する場合には（未だ4月は終了していないものの）、企業が現時点で最善の入手可能なデータを使用することを推奨する。

2. 猶予に関する主な制限事項

関税猶予対象に関する主な制限は以下のとおりである。

- 2020年3月又は4月に提出された輸入申告又は蔵出し申告にのみ適用される。
- 2020年4月19日の時点で既に関税が支払われている申告については適用されない（すなわち、関税の還付を受けることはできない）。
- アンチダンピング/相殺関税、通商法第301条関税（例：中国産の商品）、通商法第201条関税（セーフガード措置）、及び通商法第232条関税（例：アルミニウム及び鉄鋼）の対象となる商品を含む申告には適用されない。

CBPは、通商法第301条関税の対象となる商品及び通商法第301条関税の対象とならない商品を輸入する企業が、通商法第301条関税の対象とならない商品の関税猶予を利用する場合には、輸入を分割して別個の申告を提出することを想定している。ただし、かかる申告方法が許容されるのは、2020年3月及び4月の申告で、未だ関税の支払いが行われていない場合に限られる。

注：定期月次報告書（以下、「PMS」）に基づいて関税を納付している輸入業者の場合、4月分のPMSの調整は、2020年4月20日（月）午後11時59分（米国東部標準時）までに行わなければならない。

3. 詳細情報の入手先

関連する法的文書は以下のリンクより参照されたい。

関税延期を請求する上で最も重要な文書は、国境警備局 Cargo Systems Messaging Service (CSMS)による通知である。

- 大統領令：<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/executive-order-national-emergency-authority-temporarily-extend-deadlines-certain-estimated-payments/>
- 暫定最終規則（新規則）：<https://s3.amazonaws.com/public-inspection.federalregister.gov/2020-08618.pdf>
- CSMS 42421561:
<https://content.govdelivery.com/bulletins/gd/USDHSCBP-2874d39>
- CSMS 42423171:
<https://content.govdelivery.com/bulletins/gd/USDHSCBP-2875383>